

# **放課後児童健全育成事業 実施事業者届出の手引き**

**平成 27 年 4 月  
西東京市子育て支援部  
児童青少年課**

## 西東京市放課後児童健全育成事業の届出に係る必要書類について

|   | 書類                  | 事業開始時 | 届出事項の<br>変更時 | 事業廃止時 |
|---|---------------------|-------|--------------|-------|
| 1 | 放課後児童健全育成事業開始届      | ○     |              |       |
| 2 | 放課後児童健全育成事業変更届      |       | ○            |       |
| 3 | 放課後児童健全育成事業廃止（休止）届  |       |              | ○     |
| 4 | 定款その他の基本約款          | ○     | ○            |       |
| 5 | 運営規程                | ○     | ○            |       |
| 6 | 放課後児童支援員・補助員名簿      | ○     | ○            |       |
| 7 | 放課後児童支援員の資格証明書等の写し  | ○     | ○            |       |
| 8 | 建物その他設備の図面（平面図等を添付） | ○     | ○            |       |
| 9 | 収支予算書及び事業計画書        | ○     | ○            |       |

※届出事項の変更時の提出書類（4～9）については、変更事項により、適宜必要な書類を提出

## はじめに

本届出は、平成 27 年 4 月から開始された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、放課後児童健全育成事業を実施しようとする事業者が西東京市へ届け出るものです。本要領、添付資料等の関係規定を熟読の上届出をしてください。現在、放課後児童健全育成事業を実施している事業者についても届出が必要となります。

また、放課後児童健全育成事業は「児童福祉法」及び「西東京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下最低基準条例）」、その他関係法令や今後国において改正される法令等の基準を満たす必要があります。そして厚生労働省が示している「放課後児童クラブ運営指針」の内容も踏まえていただいたうえで事業を実施していただきますので、予めご注意ください。

## 1 届出の概要

### （１）放課後児童健全育成事業とは

放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業をいいます。

### （２）届出時期

西東京市内で平成 27 年 4 月 1 日以降に放課後児童健全育成事業を開始する場合は、事業開始前までに西東京市への届出が必要になります。

## 2 設備等の基準

| 項目    | 基準                                   | 備考   |
|-------|--------------------------------------|--|
| 専用区画  | 児童 1 人につきおおむね 1.65 m <sup>2</sup> 以上 | 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画             |
| 支援の単位 | 支援の単位を構成する児童数は、おおむね 40 人以下           | ここでいう児童数とは「毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均人数を加えた数」 |

※その他、最低基準条例を確認してください。

### 3 放課後児童健全育成事業の運営（最低基準条例の抜粋）

#### （1）開所時間及び日数

次に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める時間・開所日数以上を原則として、児童の保護者の就労状況や小学校の授業の終了時刻その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定めてください。

##### （ア）開所時間

- ・小学校の授業の休業日 1日について8時間
- ・小学校の授業の休業日以外の日 1日について3時間

##### （イ）開所日数

- ・年間 250 日以上

#### （2）小学校等との連携

西東京市（教育委員会含む）、児童福祉施設及び利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたってください。

#### （3）苦情処理関係

苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確にして利用者に周知をお願いします。

#### （4）個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うことが必要です。

#### （5）非常災害対策

（ア）消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めてください。

（イ）避難及び消火に対する訓練は、定期的に行ってください。

#### （6）虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を防止するために適宜職員研修等を行うことはもちろん、虐待の兆候が見られた場合には、速やかに関係機関に連絡・相談をするようにお願いします。

#### （7）事故発生時の対応について

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、別紙書式により事故当日に市へ報告をしてください。

※市への報告対象となる事故は、意識不明等の重篤な事故等や死亡事故を範囲とします。

#### （8）その他

上記事項のほか、最低基準条例に基づき適正に運営を行ってください。

## 4 職員について

### (1) 資格等

| 項目       | 基準  | 備考                                    |
|----------|---|---------------------------------------|
| 放課後児童支援員 | 最低基準条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって都道府県が実施する研修を修了したもの。 | 都道府県が実施する研修については、平成32年3月31日までに終了したもの。 |
| 補助員      | 資格不問  |                                       |

### (2) 配置基準

| 項目       | 基準                                      | 備考  |
|----------|---|---|
| 放課後児童支援員 | 支援の単位ごとに2名以上配置。ただし、1名を除き、補助員を代替することも可能。 | 20人未満の小規模施設の場合は専任の指導員1名の他は併設施設の兼任職員でも、支援に支障がない場合は可。 |

※その他、最低基準条例を確認してください。

## 5 届出手続きについて

### (1) 提出先

#### (ア) 担当窓口

西東京市子育て支援部児童青少年課児童青少年係(西東京市役所田無庁舎)

電話番号: 042-460-9843

#### (イ) 受付時間

土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

事前に電話で日時を予約の上、来庁ください。

#### (ウ) 申請書類

2ページ目のとおりです。

### (2) 事業変更の届け出

届け出事項に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に届出をしてください。

### (3) 事業廃止又は休止の届け出

放課後児童健全育成事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ届出をしてください。

## 6 事業所番号の決定について

届出をした事業者に対しては、事業所の番号を決定し、「放課後児童健全育成事業所番号通知」により、事業者へ通知します。

## 7 補助制度について

運営及び設備にかかる補助制度は、本市においてはありませので、あらかじめご了承ください。

## 8 報告及び立ち入り調査等について

児童福祉法に基づき、最低基準条例の基準を維持するため、市長が必要と認める事項を報告することや市職員の立ち入り検査や質問に対してご協力いただくことになっております。

また、児童の安全確保等の観点から問題があれば改善の指導等を行い、児童の安全確保等の観点から看過できない事業所に対しては文書による改善勧告、さらに勧告に従わない場合には市が事業の制限や停止を命ずることが出来ることとなっております。

| 項目            | 根拠法令                     | 具体的立ち入り内容(抜粋)   |
|---------------|--------------------------|---|
| 報告<br>立ち入り調査  | 児童福祉法<br>第34条の8の3<br>第1号 | 市町村長は、前条第1項(最低基準条例)の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。            |
| 改善勧告          | 児童福祉法<br>第34条の8の3<br>第3号 | 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項(最低基準条例)の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。  |
| 事業の制限<br>停止命令 | 児童福祉法<br>第34条の8の3<br>第4号 | 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 |

### 問い合わせ先

〒188-8666

西東京市南町5-6-13

西東京市子育て支援部児童青少年課児童青少年係(西東京市役所田無庁舎1階)

電話 042-460-9843

FAX 042-466-9666

E-MAIL [jidou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:jidou@city.nishitokyo.lg.jp)